

# 前回までの振り返り

資料 1

- 1 春日部市下水道事業の課題の特徴
  - 管きよの老朽化状況
  - 経費回収率
  - 企業債残高
  - 他会計（一般会計）からの補助金
- 2 経営戦略を取り巻く環境
  - 流域下水道維持管理負担金の改定
  - 国庫補助金（交付金）の要件見直し
  - 目指すべき公営企業のあり方
- 3 下水道使用料について
  - 基本水量内の使用者割合
  - 下水道使用料の体系



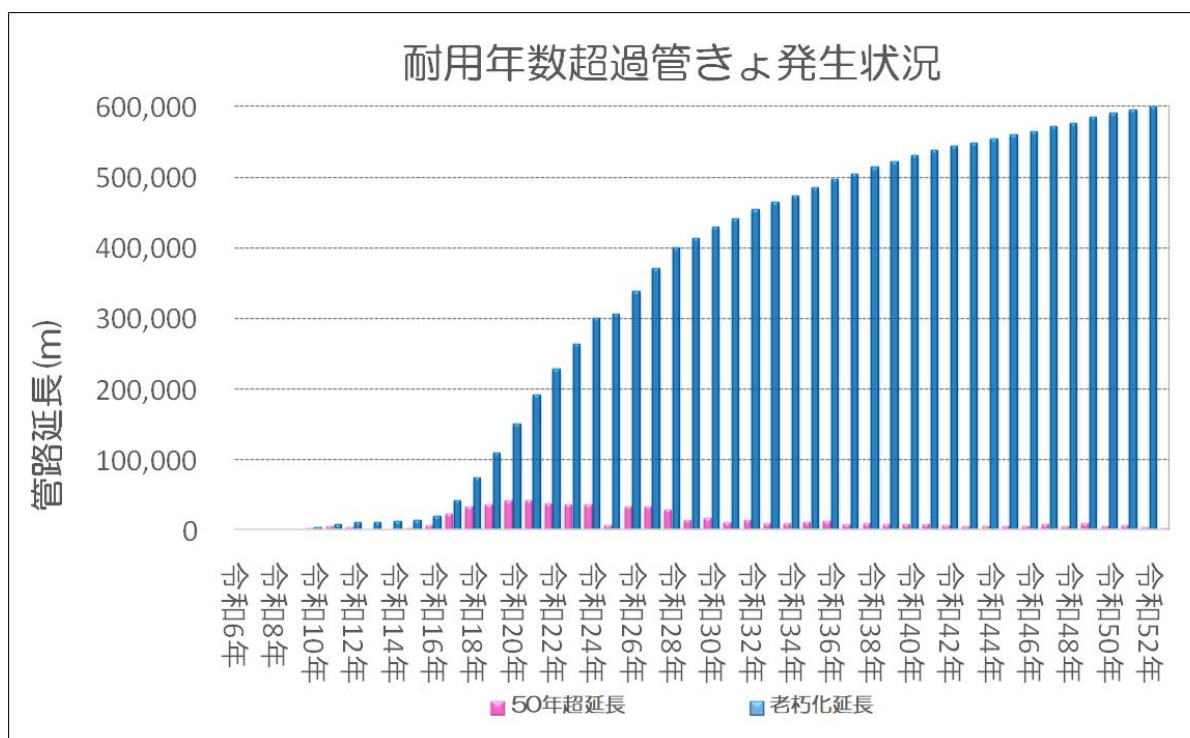
## 春日部市下水道事業の課題の特徴

- 1 数年後から耐用年数を超える管きよが急激に増加する  
(昭和50年代に短期間で整備を促進してきたため)
- 2 使用料で経費を賄えていない  
(経費回収率100%未達)
- 3 過去に借入を行った企業債の残高が多い
- 4 他会計(一般会計)からの基準外繰入金が多い



# 管きよの老朽化状況

数年後から耐用年数を超える管きよが急激に増加する  
(昭和50年代に短期間で整備を促進してきたため)



春日部市では、昭和50年に工事着工、昭和62年の供用開始以来、  
公共下水道の整備推進を図ってきた。

- 整備率 99.03% (整備済面積 / 認可面積) 令和5年度時点

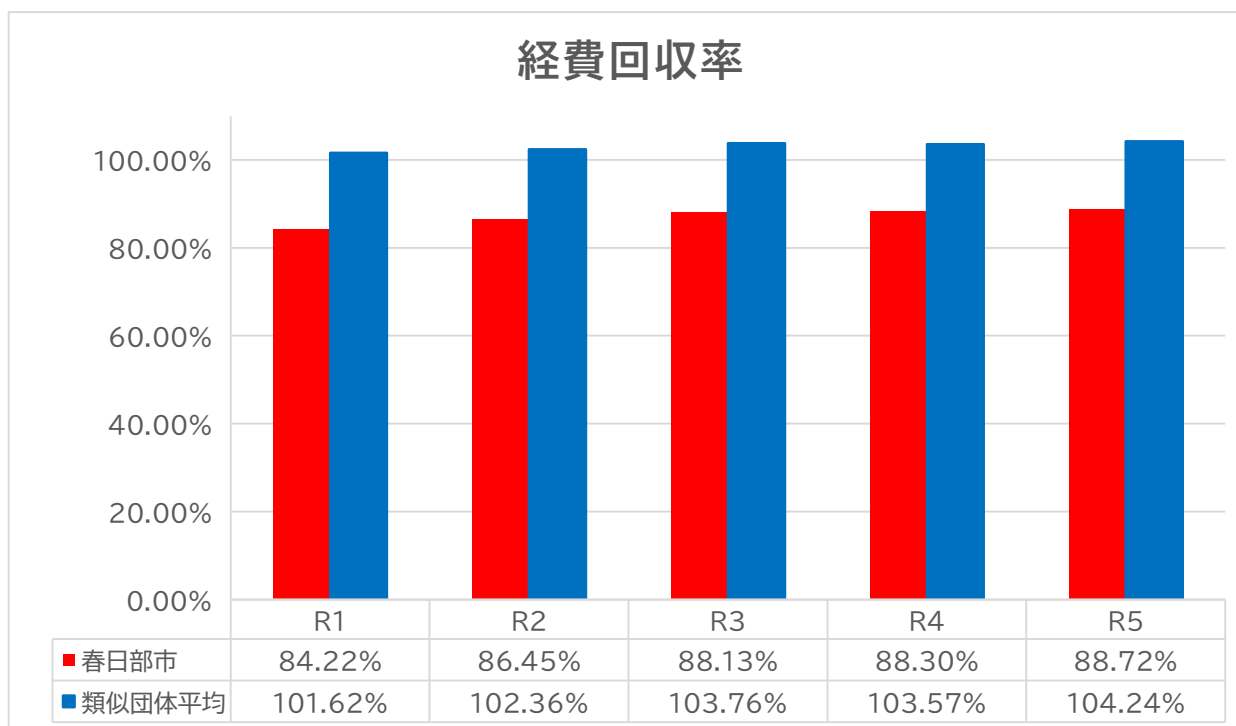


# 経費回収率

使用料で経費を賄えていない  
(経費回収率100%未達)

## 【指標の説明】

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標です。高い方が良いとされ、100%以上が望ましい状態です。



※類似団体は、国が示した区分による県内6団体  
(川越市、所沢市、春日部市、  
上尾市、入間市、三郷市)

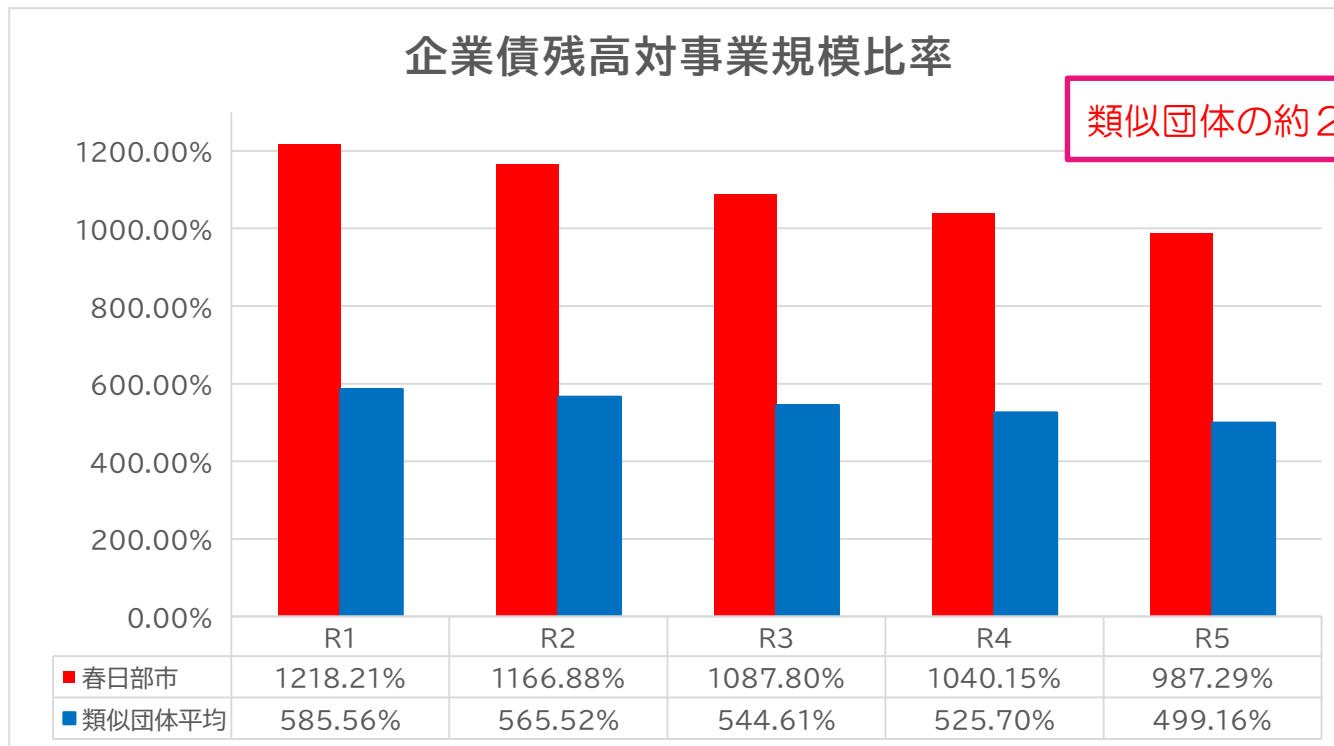
## 【算出式】

$$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}} \times 100$$



# 企業債残高

過去に借入を行った企業債の残高が多い



類似団体の約2倍の割合

(億円)

| 春日部市  | R1     | R2     | R3     | R4     | R5     |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 企業債残高 | 356.39 | 349.51 | 336.85 | 319.02 | 300.22 |

※類似団体は、国が示した区分による県内6団体  
(川越市、所沢市、春日部市、上尾市、入間市、三郷市)



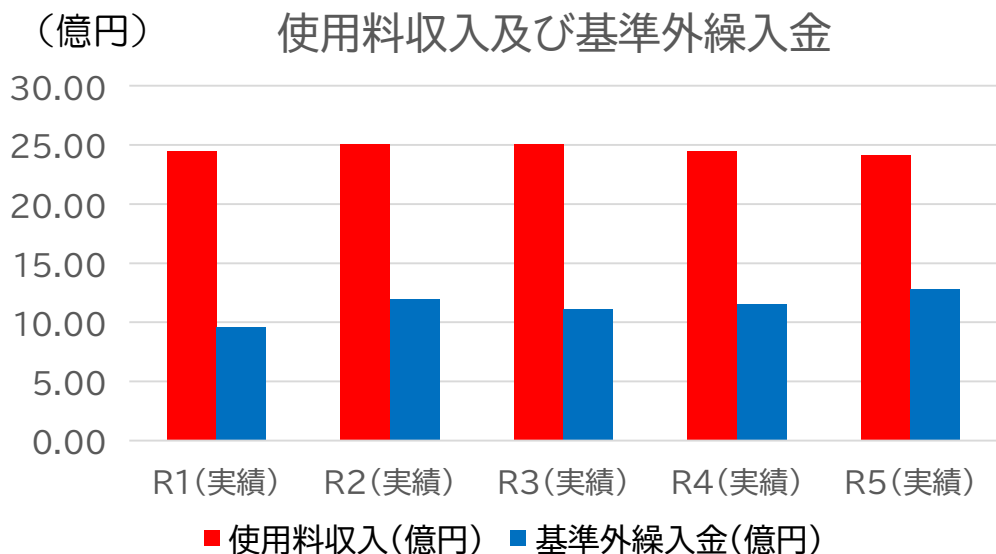
# 他会計（一般会計）からの補助金

他会計（一般会計）からの基準外繰入金が多い

(R5年度実績値)

| 項目                        | 本市    | 類似団体平均 | 指標の説明   |
|---------------------------|-------|--------|---|
| 他会計補助金のうち、<br>基準外繰入金額(億円) | 12.83 | 4.91   | 一般会計から、特定の目的のために支出される補助金のうち、本来利用者に請求する部分の金額です。指標としては、低いほど望ましいとされています。 |

※類似団体は、国が示した区分による県内6団体（川越市、所沢市、春日部市、上尾市、入間市、三郷市）



R1からR5までの実績として、  
使用料収入の4割程度となる  
平均約10億円超の基準外繰入金を  
一般会計から補填



# 経営戦略改定を取り巻く環境

## 1 流域下水道維持管理負担金の改定

- 既にR7は、1立方メートルあたりの単価が40円→**43円**（7.5%の改定）となり、今後も定期的な見直しが予定されている

## 2 国庫補助金（交付金）の要件見直し

- 厳しい経営状況の中、国庫補助金（交付金）を活用して、事業を進める必要がある
- 令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を実施し、経費回収率向上に向けたロードマップを策定することが要件となった

## 3 目指すべき公営企業のあり方

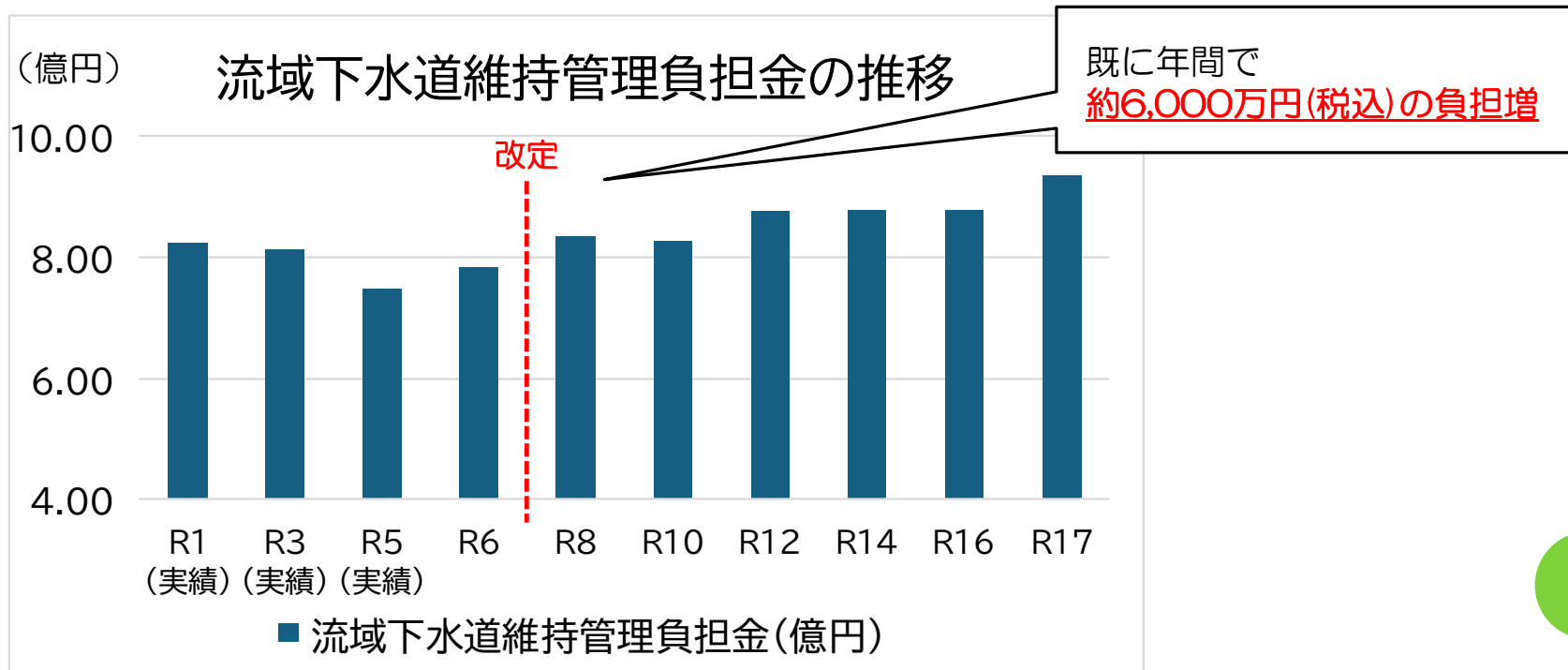
- 独立採算制の原則より、自立性をもって事業を継続する必要がある
- 総務省より「公営企業の経営に当たっての留意事項について」考え方が提示



# 流域下水道維持管理負担金の改定

- 既にR7は、1立方メートルあたりの単価が40円→43円（7.5%の改定）となり、今後も定期的な見直しが予定されている

※これまでは、5年周期で見直しが行われている





## 国庫補助金（交付金）の要件見直し

- ・ 厳しい経営状況の中、国庫補助金（交付金）を活用して、事業を進める必要がある

### 【国庫補助金（交付金）の交付要件】

- ・ 令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を実施していること
- ・ 経費回収率向上に向けたロードマップを策定していること

加えて



令和2年7月22日付事務連絡にて、下記の要件に全て該当する場合、「交付金の重点配分の対象とならないこと」が示された

- (1) 供用開始30年以上
- (2) 使用料単価 150円/m<sup>3</sup>未満
- (3) 経費回収率 80%未満
- (4) 15年以上使用料改定を行っていない

### 【春日部市は・・・（令和5年度時点）】

- |                                  |   |       |                       |
|----------------------------------|---|-------|-----------------------|
| (1) 供用開始30年以上                    | ⇒ | 《該当》  | 36年目（昭和62年から開始）       |
| (2) 使用料単価 150円/m <sup>3</sup> 未満 | ⇒ | 《該当》  | 125.3円/m <sup>3</sup> |
| (3) 経費回収率 80%未満                  | ⇒ | 《非該当》 | 88.72%                |
| (4) 15年以上使用料改定を行っていない            | ⇒ | 《非該当》 | 平成28年使用料改定            |



# 目 指すべき公営企業のあり方

## 「雨水公費・汚水私費の原則」

### 1. 雨水に係る経費 = 公費（税金）など

雨水は自然現象に起因するもので、雨水の排除は都市機能の保全につながるなど、効果が広く一般市民におよぶため。

### 2. 汚水に係る経費 = 下水道使用料

汚水を排出する人が特定でき、下水道を利用して快適な生活ができるという利益を受けている人が特定されていることから、「受益者負担の原則」に照らし、公費（税金）で負担すべき経費を除き**使用料で賄う**。

## 汚水私費の原則と合わせ

### ○独立採算制の原則

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用。（地方財政法第6条、地方財政法施行令第46条）



# 目 指すべき公営企業のあり方



## 『公営企業の経営に当たっての留意事項について』【総務省通知】

下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、

最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び

使用料徴収月3,000円/20m<sup>3</sup>を前提として行われていることに留意すること。



# 下水道使用料について

## 中川流域下水道管内 近隣自治体との比較

| 種別   | 料率                     |     |   |      |
|------|------------------------|-----|---|------|
| 用途   | 基本料金                   |     | 超過料金<br>1m <sup>3</sup> あたり単価               |      |
|      | 水量                     | 料金  |   |      |
| 一般汚水 | 10m <sup>3</sup> まで    | 960 | 10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで     | 108円 |
|      |                        |     | 30m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで     | 120円 |
|      |                        |     | 40m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで     | 132円 |
|      |                        |     | 50m <sup>3</sup> を超え70m <sup>3</sup> まで     | 156円 |
|      |                        |     | 70m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで    | 180円 |
|      |                        |     | 100m <sup>3</sup> を超え300m <sup>3</sup> まで   | 204円 |
|      |                        |     | 300m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> まで | 228円 |
|      |                        |     | 1,000m <sup>3</sup> を超えるもの                  | 264円 |
| 公衆浴場 | 1m <sup>3</sup> につき65円 |     |   |      |

| 自治体名        | 使用料           |
|-------------|---------------|
| 白岡市         | 2,806円        |
| 越谷市         | 2,574円        |
| さいたま市       | 2,459円        |
| 伊奈町         | 2,398円        |
| <b>春日部市</b> | <b>2,376円</b> |
| 三郷市         | 2,214円        |
| 松伏町         | 2,200円        |
| 八潮市         | 2,175円        |
| 川口市         | 1,998円        |
| 蓮田市         | 1,980円        |
| 草加市         | 1,947円        |
| 宮代町         | 1,883円        |
| 杉戸町         | 1,870円        |
| 吉川市         | 1,870円        |
| 幸手市         | 1,595円        |

1か月20m<sup>3</sup>あたりの料金は…  
 2か月で40m<sup>3</sup>の使用水量となることから  
 使用料 = 基本料金 + 使用水量 × 1m<sup>3</sup>あたり単価  
 = 960 + (30 - 10) × 108 + (40 - 30) × 120  
 = 4,320円(税抜)



1か月あたり使用料  
(税込) 2,376円

国は月3,000円を  
前提としている

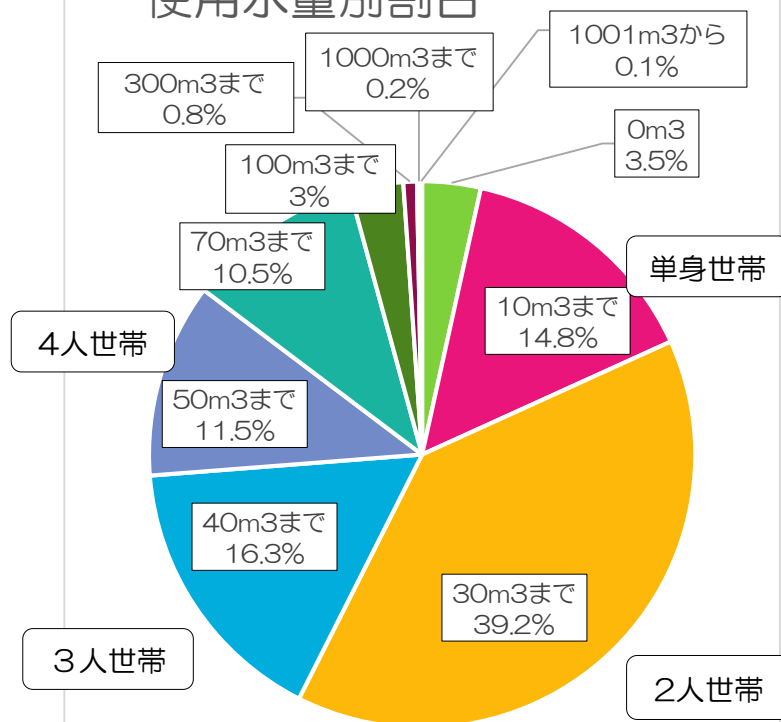
(税込) = 4,320 × 1.1 = 4,752円



# 基本水量内の使用者割合

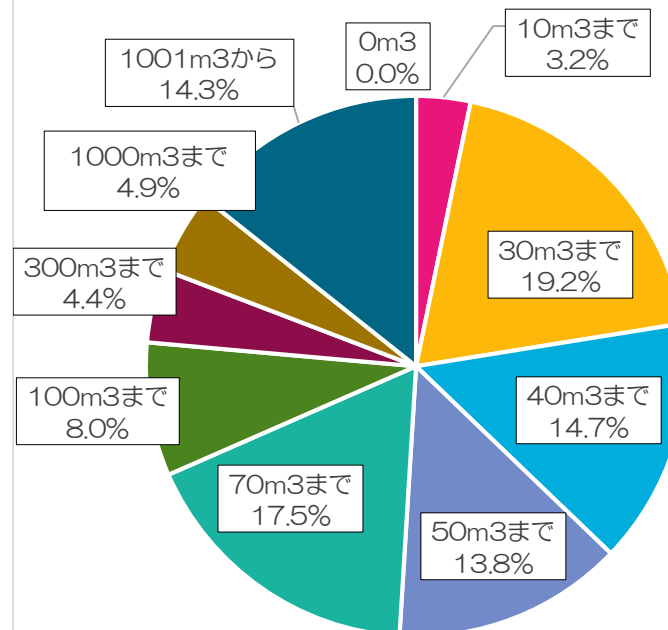
※令和6年度見込

## 使用水量別割合



基本水量未満の利用者割合は約14.8%  
1件あたりの平均使用量は約5.0m<sup>3</sup>

## 使用水量別使用料割合

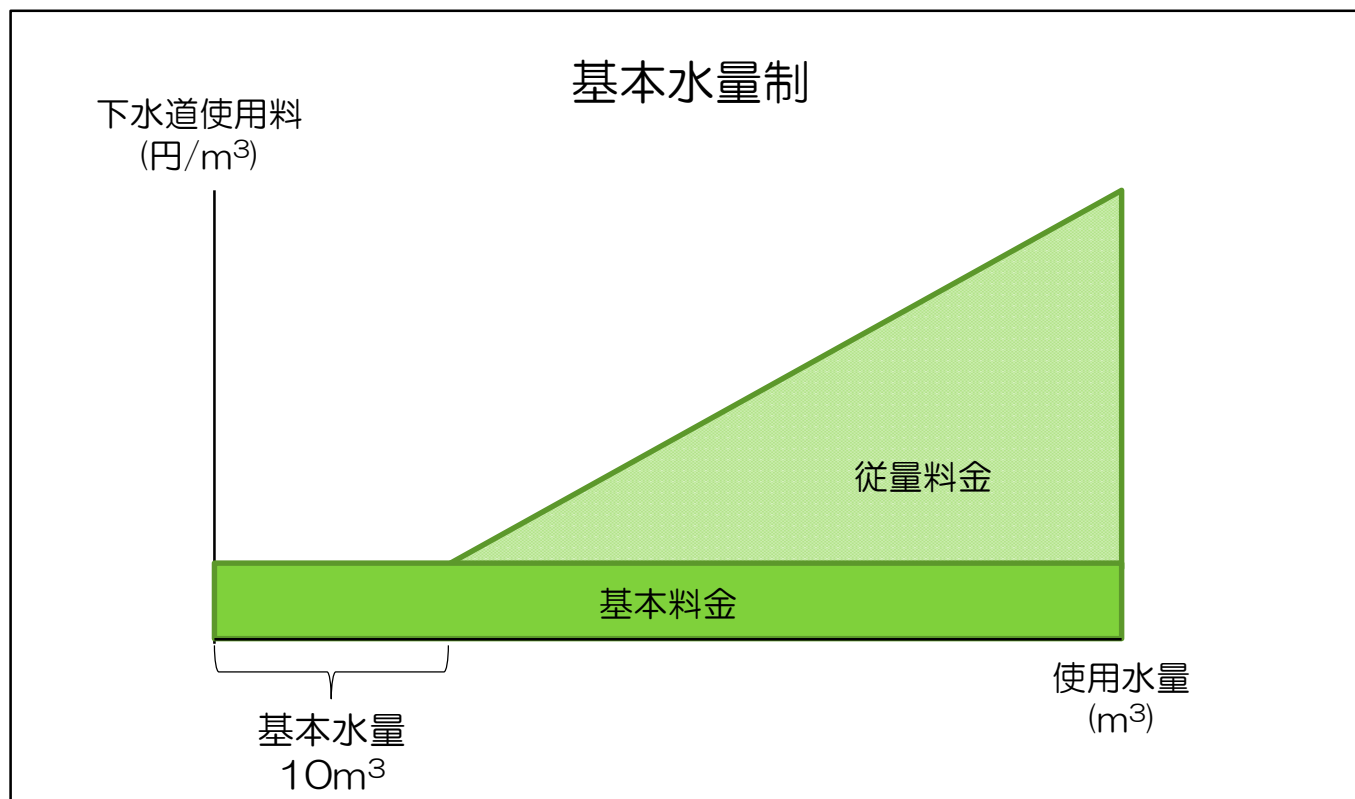


企業などの大口利用者数は約0.1%だが、  
使用料に占める割合は約14.3%にのぼる

わずか0.1%の大口利用者に使用料金を依存していることは大きな課題  
(大口利用者が1件でもいなくなると経営への影響が大きい)

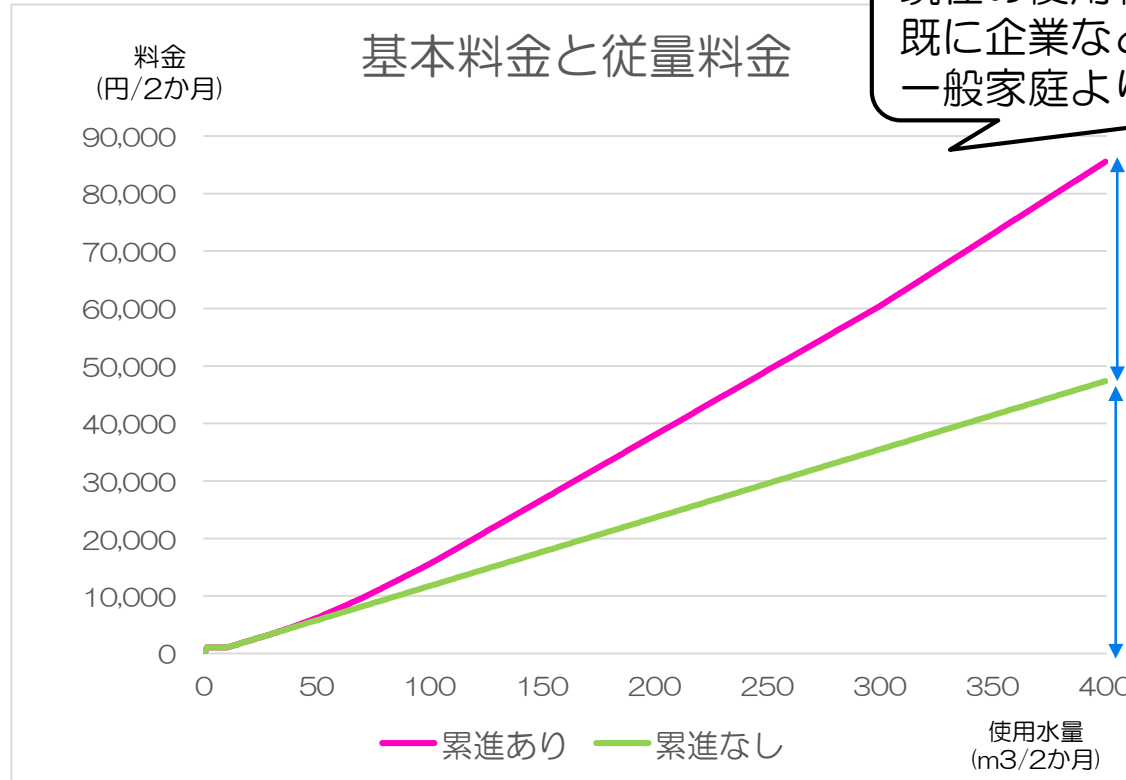


# 下水道使用料の体系





# 下水道使用料の体系



現在の使用料金体系において、既に企業などの大口利用者は、一般家庭よりも負担増加が著しい

逓増度が大き過ぎると大口利用者が流出し 大幅な収入減となるリスクが高い



適正な使用料のあり方を検討する場合、全体の底上げは当然のことながら、大口利用者への配慮が必要である



# まとめ

## 1 春日部市下水道事業の課題の特徴

- 数年後から耐用年数を超える管きよが急激に増加する
- 使用料で経費を賄えていない
- 過去に借入を行った企業債の残高が多い
- 他会計（一般会計）からの基準外繰入金が多い



管きよ老朽化への対策が急務

適切な企業債借入に努めることが必要

他会計（一般会計）への依存度を下げる必要あり

## 2 経営戦略を取り巻く環境

- 流域下水道維持管理負担金の改定
- 国庫補助金（交付金）の要件見直し
- 目指すべき公営企業のあり方



増加傾向にある県流域下水道維持管理負担金への対応

独立採算性の原則を満たしていない経営状況の改善

## 3 下水道使用料について

- 基本水量内の使用者割合
- 下水道使用料の体系



適正な使用料のあり方を検討

大口利用者への配慮



# 終わり

ご静聴 ありがとうございました